

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例附則第3項に規定する規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第30号

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例附則第3項に規定する規則で定める日を定める規則

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和3年四日市市条例第28号）附則第3項に規定する規則で定める日は、令和5年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育委員会事務局学校教育課）